

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

現業職員の給与等について現業労組が労使交渉

10月3日、茨高教組ならびに現業労組（齊藤一利委員長＝高教組執行委員・水戸三高）は、使用者である茨城県教育委員会から次の提案を受けた。

- ① 2013（平成25）年4月1日に適用給料表を現在の「現業職給料表（一）」から国の「行政職俸給表（二）」に準じた給料表に切り替える。〔＝給料額大幅ダウン〕
- ② この①によって給料額が代替日前日の額を下回る場合、5年間その額を100%保障（「現給保障」）する。ただし6年目以降は保障額を毎年20%ずつ削減。
- ③ 民間委託の実施を含む「現業業務の見直し」を2017年度までに実施する。
- ④ 「任用換え制度」〔希望者が

選考試験を経て現業職員から行政職員に職種・職務換えを行う〕を実施する（2014-2018年度の計5回発令）。〔11月27日提案〕

茨高教組・現業労組は、11月27日まで4回、給料引き下げ反対の立場で県教委との間で労使交渉をおこなった。給料引き下げ提案すべてを撤回させることはできなかったが、交渉の結果、次の点を勝ち取った。

- ① 給料表の切替え実施日を2014（平成26）年4月1日に一年先延ばし。
- ② 「現給保障」期間を給料表切替え日前日の給料額を超えるまで引き延ばし。さらに、「4級」への昇格に連動する第二昇職の年齢基準を現行の45歳から44歳に早める。

- ③ 「民間委託」実施を阻止。
- ④ 「任用換え制度」は、若年層の現業職員にとっては給料引き下げの緩和につながるため、制度導入を了承する。ただし細部は今後県教委と協議して詰める。

国・県・県教委はこれで「民間委託」導入を断念したわけではない。「民間委託」は公務員労働者から職を奪ったうえ、極度の低賃金で職務を営利企業に丸投げするものである。児童生徒の安全確保はないがしろにされ、学校運営にさまざまな支障をきたすことになる。

現業職員の皆さんに茨高教組・現業労組への加入を呼びかけます。

校長のパワー・ハラスメントの被害者が療養30日の後、退職

授業の方法・内容を強要

本紙第1055号（2012年10月25日）記事で示したモラル・ハラスメントの実例について、さらに検討する。

年度当初、教諭Cと教諭Dが、担当学年の授業を「習熟度別」におこなうことを決めた。学年の6クラスを2クラスずつペアにし、各2クラスをテストの点数で「上位」と「下位」2つの「習熟度別クラス」に編成して授業を実施するというものである。教諭Cが、教室で上映するプレゼンテーション用データファイル（マイクロソフト「パワーポイント」）と生徒に配付し記入させる印刷物を作成し、教諭Dと、育休者代替の講師であるEさんもそれを用いて毎時間の授業をおこなうこととされた。

「習熟度別」といいながら、「上位クラス」と「下位クラス」の授業内容はまったく同一だった。Eさんはテキストの音読に力を入れたいのだが、プリントの空欄にスクリーン上の語句を写し取らせる単調な作業中心の授業が続いた。授業の手法と内容のすべてを指定され、Eさんの裁量の余地はほとんどなかった。

9月になって、夏休み中の宿題として課したワークブックの収集をめぐって状況はさらに悪化した。教諭CとDは、宿題の収集・添削・返却については、授業を担当している生徒ではなく、ホームルームごとに割り振った。Eさんが宿題を集めなければならぬ生徒の半数は「習熟

度別クラス編成」の授業で担当している生徒であるが、残る半数は授業で担当していない生徒である。後者の生徒らとは、一切接触のチャンスがない。休み時間に教室に行き提出が滞る生徒に督促するのだが、数名の生徒が一向に提出しようとしなかった。

教諭Cは、Eさんに対して「個別に呼び出して指導」するよう連日催促した。そのうち一部の生徒たちとの関係が悪化し、休み時間に教室に向いたEさんは、罵声を浴びたりさらには物を投げつけられるようになった。

Eさんは授業で担当している生徒であれば指導のしようもあるとして、教諭Cと教諭Dに宿題の集め方を変更するよう申し出た。しかし、二人は頑としてEさんの願いを聞き入れず、たびたび職員室内でEさんに従来通りの割振りで宿題の収集・点検をおこなうよう言って聞かせた。「習熟度別クラス」の生徒は定期テストのたびに入れ替えがあり、宿題あつめのための名簿をつくりなおすのが煩雑で、なにより「一度決めたことは変更できない」と強弁した。

9月19日、職員室で教諭Cが、宿題の担当を授業で担当している生徒に変更してほしいと懇願するEさんの脇に立ち、従来通りの方法で指導するよう長時間にわたり執拗にせまった。見かねた同僚の教諭F（高教組組合員）が割って入り、教諭Cに強要をやめるよう求めた。すると教諭Cは興奮して「強要ではない。提案しているのだ」「関係な

いは口出しするな」と言ってやめようとしなかった。やむを得ず教諭Fは、事態を傍観していた教頭G（2名のうちの筆頭）に教諭Cへの対応を求めた。

教頭Gは、Eさんと教諭C・Dを別室に連れて行った。4人だけになったところで、教頭Gは「教諭Fは間違っている。教諭Cの言うことが正しい」と宣告した。この日、3対1で長時間にわたって圧迫されたEさんは、不本意ながら「納得」させられた。

「監督」責任を果たさない校長

宿題集めに端を発して、生徒たちとEさんとの関係は険悪になり、授業の雰囲気も一層悪化した。教室に行くことに恐怖感をおぼえるようになったEさんは、校長Iに経緯を訴え、対応を願い出た。校長は「教科のなかのことは教科のなかで対処すべき」として、具体的な対応をおこなわなかった。

そのまま2週間が経過した。10月4日、Eさんは、担当していたホームルームでの指導をめぐり、教諭Hによって生徒の面前で罵倒された。ショックを受けたEさんは心身の変調を覚え、翌週、「風邪をひいたようだ」と学校に電話して3日間学校を休んだ。

ここまでの経緯において、事態の悪化を防いで問題解決をはかり、講師のEさんがふたたび職務にはげむことができるようにするチャンスは存在した。「校務をつかさどり、所属職員を監

【2面につづく】

〈教育のつどい いばらき〉おしらせ

- 2013年2月9日（土）13:30 - 17:00 ワークヒル土浦
 基調報告 菅井洋実「高校学習指導要領と観点別評価」
 講演 白鳥 勲「貧困と格差のなかで生きる子どもたちに希望を」
 特別報告 阿部功志「東海村における原発推進勢力と住民の運動」
 （タイトルは変更になることもあります）

- 2月10日（日）9:30 - 12:00 霞ヶ浦文化体育館
 分科会 (1) 授業づくり (2) 学校づくり (3) 障害児教育
 ※参加申し込みは茨高教組書記局まで ※組合員は参加費・宿泊費無料です

【1面・右ハラスメント記事つづき】

督する」(学校教育法第37条およびその準用)職務を法定されている校長が、その「監督」権限を發揮し、「監督」の職責をはたすべきであった。

すなわち、教科指導に関して、あきらかに行き過ぎをおかしている教諭CとDに、その行き過ぎた行為をただちにやめさせるほか、それ以外のハラスメント行為についてもEさんの訴えを聞き入れて、機敏に対処すべきだった。これこそが、校長として「所属職員を監督する」ということである。しかし、校長Iは、「監督」の職責を果たすことを一切回避した。

Eさんが「風邪」で学校を休んでいるなか、教諭Fが要望して衛生委員会が開催され、労働側委員の一人である教諭Fが、「教科指導における介入がおこなわれ、トラブルがおきているので、事業者において措置をとるよう求める」旨の文書を提出した。労働安全衛生法は衛生委員会においては、「労働災害の防止」について調査審議し、事業者に意見を述べるものと規定されていることを踏まえ、茨城県教育委員会に対処を求めたのである。具体的には、Eさんが精神的に追いつめられている現状があるので、悪化を食い止めるため校長が事態解決に乗り出すよう求めるものだった。

出席していた校長Iはこれを了承して対応を約束した。会議後、校長は教諭Fに「申し訳なかった」と言った。教諭Fは「私に謝っても意味がない。きちんと対処してほしい」と述べた。

モラル・ハラスメントに 加担する校長

校長Iは、翌週になって出勤してきたEさんを校長室に呼んだ(10月15日)。しかし、そこで起きたことは驚くべきことだった。校長Iは言った。「教諭Fに言われて迷惑している。教諭Fが言うとおりに校長が教科の問題に口出しすると“介入”することになるから、それはできない。教科内で話し合って解決するように」と言い放った。Eさんは、ふたたび見放され驚き落胆した。Eさんは1時間以上かかる帰路の車の運転に困難を感じたため、急遽駆けつけた家族の運転する車で帰宅した。

翌日(10月16日)、Eさんから前日の経緯を聞いた教諭Fは、校長Iと面談し、前日の校長Iの対応で車の運転もできなくなるほどEさんが衝撃を受けたことを告げたうえで、再度「監督」責任を果たすよう求めた。具体的には、プリントとプレゼンテーションファイルの使用、ならびに不合理な宿題点検方法をめぐり、Eさんに対する教諭CとDによる強要を止めさせることである。

教諭Fは、Eさんが心理的に追い込まれていること、3日間休んだのも「風邪」によるものではないこと、これ以上負担が加わると深刻な事態になる可能性があることを指摘した。

すると校長Iは突然激高し「私を脅すのか。もうお前とは話さない」「出て行け」「さがれ」と大声で怒鳴り、教諭Fを残したまま、自ら校長室を飛び出した。

同日夕、興奮の収まった校長I

は、ふたたび教諭Fと話し合い、最終的には翌日教諭CとDを指導して、Eさんに対する強要を止めさせることを確約した。

教諭Fは、とりわけEさんに教諭C・D二人との「話し合い」をこれ以上求めないよう求めた。これまで、何度も「話し合い」と称して教諭C・Dらによる強要がおこなわれEさんはそのつど精神的圧迫を感じて、「納得」させられていたからである。

校長のパワー・ハラスメント

翌日(10月17日)、疲弊した状態で1時間めと2時間めの授業を終え、提出された宿題の添削指導を始めたEさんは、校長から話があると伝えられ、校長室に呼び出された。

午前11時、Eさんは、校長一人から話があるものと思って校長室のドアを開けた。校長Iと教諭C・Dがソファに座って待ち構えているのが見えた。Eさんは驚いて、「気分が悪いので、もう少し待ってほしい」と懇願した。校長I「いつだ」、Eさん「次の4時間めにしてください」、校長I「4時間目は空いていない。座れ」。やりとりを続けるうち、Eさんは突然、立っていられなくなり、床に座り込んでしまった。それを見た校長Iは、「そんなところに居られては困る」と冷たく言い放った。

教諭C・Dがキャスター付きの事務用椅子にEさんを座らせ、40メートル先の保健室までそのまま転がして運んだ。午後5時、養護教諭から話を聞いた教諭Fが保健室に行き、Eさんがショックでよく話せない状態で横になっているのを知った。校長室

に行くと、校長I・教諭C・Dがいて、教諭Fが「何をしたのだ?」と問うと、教諭Cが突然ヘラヘラと笑い出した。

教諭Fが、Eさんは自分で車を運転できる状態ではないので、帰宅させる手段を講ずるよう求めると、校長Iは「学校や校長としては何もしない。タクシーで帰ればよい。料金はEさんの負担だ」と言い放った。

その後、教諭Cが、「話がある」として制止を振り切って保健室に入室し、Eさんの枕元に迫った。教諭Fが、話せる状態でないと教諭Cは「私はEさんに話がある。あなたには用はない」として頑として応じず、Eさんが「お願いします。今は話せないのあとにしてください」と泣きながら懇願すると、不承不承退室した。

次には、教頭Gが現れ、「これじゃあ、自分でタクシーを呼んで帰るしかないな」と言った。

療休期間の上限を超過し退職

Eさんは、そのまま2週間ほど自宅で休み、月末には再び出勤しようとしたが、どうしても元気が出ず、出勤することができなかった。校長Iは、年次有給休暇の残り日数を使い切ったので、以後は無給の「欠勤」になるとEさん宛に通告した。

11月になり、Eさんは他の県立高校で産業医(「健康管理医」)をしている精神科の医師の診察を受けた。10月に起きた数々の出来事により急性ストレス反応が出現して抑うつ状態に陥ったものであり、当分のあいだ、通院治療と自宅療養が必要との診断が下された。

2012年1月から「職員の休日及び休暇についての規則」(県人事委員会規則)第3条により、一般の教職員の療休期間は90日に大幅短縮されたが、期限付き教職員については従来30日である。Eさんは、これに夏季特休・年次休暇などを合わせても、12月初めまでにすべての有給休暇を取得しきってしまった。

Eさんは、すこしずつ回復しつつあるが、何ひとつ変わっていない元の職場にもどることは到底不可能であり、退職するほかなかった。Eさんは12月7日付けで退職願を提出し、無職となった。「私はまるで虫けらのように扱われた」——Eさんの最後の感想である。

所属長の職務懈怠と加害行為

以上概要を示したとおり、この学校で起きたのは——

- ① 同僚の教諭(C・D・Hら)による、Eさんに対する執拗なモラル・ハラスメント
- ② 教頭Gによる、Eさんに対するパワー・ハラスメントとしてのモラル・ハラスメント
- ③ ①および②があることを知りながら(直接の訴えあり)それらを放置した、校長Iによる「監督」行為の懈怠【おこたまり】
- ④ 校長Iによる、パワー・ハラスメントとしてのモラル・ハラスメント

①②だけでも深刻であるが、この学校の場合、校長Iは、③監督義務を怠ってきたうえ、さらに④自らパワー・ハラスメントの加害者となった。パワー・ハラスメントの加害者である校

長Iは、①②のモラル・ハラスメントおよびパワー・ハラスメントに関して所属長として措置を講ずる資格をもはや有しないことは明らかである。

校長Iは、12月7日にEさんが退職したことを、翌週12月10日の職員会議で告げた。その際、校長Iは、Eさんが10月17日に教科指導をめぐる話し合いのために呼ばれた校長室で倒れた、とだけ述べた。まるでひとごとのような説明だった。教諭C・Dとの「話し合い」を強要した自分自身の言動が、Eさんが倒れる直接の原因になったことが全くわかっていないようだ。当然ながら反省や謝罪の意の表明は一切なかった。

さらに校長Iは、事実経過について質問されたのに対して、「9月〔19日〕の時点で、Eさんは教科指導のことでは納得していた」と述べた。まるで何の問題もなかったのに、Eさんが理由なく倒れたかのような説明である。校長Iには、Eさんの苦しみの理由が理解できないようだ。というより校長Iには、Eさんが苦しんでいることそれ自体が理解できないのだろう。

“他人の感情を理解することができず、どんなことに対しても自分には責任がないと考える”——マリー・イルゴイエンヌのいうモラル・ハラスメントの加害者の特徴が如実に現れている。

今回の事件には、Eさんを診察した精神科医が指摘する、もうひとつの重要な側面がある。今回は、セクシュアル・ハラスメントについて検討する。

(以下次号) ■